

第3回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年7月21日 水曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第1種）福井県）
 - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
 - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ② 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- ③ スルメイカの資源状況と漁模様について
- ④ 6月の許認可実績について
- ⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年7月12日

3. 出席者

出席委員（15名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		
欠席委員	なし		

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、須沼専門員、島田主任技師
水産総合センター 武澤主任技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

- (1) 知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第1種）福井県）
 - ①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）
 - ②許可等の取扱方針の制定について
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。
(資料2参照)
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
事務局から報告を受けた。（資料3参照）

- (3) スルメイカの資源状況と漁模様について
水産総合センターから説明を受けた。 (資料4参照)
- (4) 6月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。 (資料5参照)
- (5) その他
水産課から水産庁の水産政策審議会資源管理分科会で審議したマイワシ対馬暖流系群の関係者間合意による数量変更の内容について報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時25分

第3回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長 | 定刻となりましたが、委員会を始める前に、先般開催されました令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会におきまして、当委員会の坂下優委員と中谷英明元会長が長年にわたる委員会運営への功績により、全国海区漁業調整委員会連合会より表彰を受けられました。

坂下委員には、この場で表彰状をお渡ししたいと思います。

稲村会長からお渡ししていただきたいと思いますので、前の方に移動をお願いします。

稲 村 会 長 | [坂下委員へ表彰状を読み上げて手交]

それでは、私から一言申し上げます。

坂下委員におかれましては、平成22年9月から本委員会の委員を10年余にわたりまして、就任していただきました。ご苦労様でございます。

今後とも、長年培ってこられた知識と経験を本委員会に反映していただきますようお願いいたします。

誠に、おめでとうございます。

坂 下 委 員 | 私からも、一言、挨拶をいたします。
名誉ある感謝状をいただきまして、誠にありがとうございます。
私は、昨年、現役を引退しましたが、漁業者の皆様のために、微力ながら応援をしていきたいと思っておりますので、今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。
本日は、どうもありがとうございました。

[全委員 拍手]

福 嶋 局 長 | ありがとうございました。
なお、中谷元会長におかれましては、現在、病氣療養中であるということでございますので、表彰状につきましては、事務局の方からご家族の方にお渡ししたいと思いますので、ご了解をお願いします。

それでは、第3回石川海区漁業調整委員会を開催します。

開会にあたり、稲村会長から挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | 大変暑い日が続いております。今日も本当に暑い中、また、事務局も心配していましたように、この部屋はなかなか冷えなくて、暑い中での会議になるのではないかと心配をしております。そんな中、出席いただきましてありがとうございます。

また、コロナもなかなか収束がみえて来ないような状況の中で、魚価が低迷しておりまして、私達漁業者にとっても大変厳しい状

況が続いておりますが、我慢をするしかないのかなと思いますけれども、一日も早いコロナの収束、そして魚価の回復を期待しながら、頑張っていきたいなと思っております。

今日は、大変暑い中でございますが、議題の案件について、慎重なご審議を賜りまして、挨拶とします。よろしく申し上げます。

福 嶋 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。

最初に次第、次に資料-1「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料-2「小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）の許可等の取扱方針（福井県船）」、資料-3「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、資料-4「スルメイカの資源状況と今年の漁模様」、資料-5「6月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長

それでは、議事を進めます。

まず、本日の議事録署名人を坂下委員と角屋委員をお願いします。

[両委員 了承]

稲 村 会 長

では、議題1の「知事許可漁業の更新（小型機船底びき網漁業（手繰第1種）福井県）」について、①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局より、先に1ページの資料1の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

水産課の島田です。

漁業法が改正されまして、資料1にあります制限措置ということで、許可すべき隻数、操業区域、漁業の時期等を公示についての諮問資料2にあります許可等の取扱方針の制定と併せて説明したいと思います。

まず、2ページの資料1になりますけれども、表をご覧ください。

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）ということで、これは、石川県が福井県に対して出す許可で、相互入漁の許可になります。つまり、これと同じ許可を、福井県から石川県に対して出します。

毎年、三国、越前と橋立、金沢の操業について、福井県の行政担当と顔を合わせて、話し合いをしております。

今回も、前週の15日に福井県の担当者と話し合いをしまして、これまでと同様の許可の区域、条件で引き続き実施し、また、併せて許可の隻数については、同数ではありませんが、引き続き適宜、様子を見ながら話し合いをしていきたいと思いますということになりました。

この話し合いを踏まえ、制限措置は、隻数は18隻、操業区域は一緒、漁業を営む者の資格としては、漁船使用者、また、福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者ということになっており、許可の有効期間については、毎年1回話し合いをしながら、検討していきますので1年間にしております。

併せて、資料2になりますけれども、許可等の取扱方針があります。内容については、2ページの制限措置の内容と全く同じになりますので、この部分は説明を割愛いたします。

なお、5ページの参考と書かれている「小型機船底びき網漁業の相互入漁に関する許可取り扱い」の資料は、石川県と福井県の担当者が顔を合わせて、お互いに許可の条件なり区域等を定めている許可の取り扱いになります。

現在、これは生かしつつ、両県がそれぞれ許可の取り扱い方針を制定して、公示、許可申請を経て許可を出すということになりますので、参考に付けております。

以上、簡単ですけれども、9月1日から許可を出す小型底びき網漁業の福井県へ出す制限措置と許可等の取扱方針になります。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

無ければ、知事から諮問の①の制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、②の許可等の取扱方針の制定については、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題2の「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

事務局の大内です。7ページの資料-3をご覧ください。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてご報告いたします。

なお、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐということで、予定しておりました東京都内での開催を中止し、提出議案書に対する書面議決という形で総会を行いました。

総会の議案書を稲村会長に確認のうえ、5月21日付けで書面表決を提出しました。6月11日付で各議案が議決された旨が当方に通知されたことから、今回、海区漁業調整委員で説明させていただくものです。なお、議案の議決につきましては、第1号議案～第4号議案まで、全会員の72海区、全会一致で承認されております。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1号議案の令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案につきましては、案のとおり承認されました。また、第2号議案の令和3年度事業計画書案及び収支予算書案につきましても、案のとおり承認されました。

次に、第3号議案の協議事項ですが、これは7～8月に新型コロナウイルスの感染状況をみながら農林水産省他へ要望活動を行う予定です。

協議事項につきましては、項目と新規分につきまして説明いたします。

まず、「Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について」ですが、1番目は海区漁業調整委員会制度の堅持、2番目は委員の選任について、3番目は海区漁業調整委員会の財政基盤の確保です。4番目は【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化についてで、改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。また、そのためのシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。

5番目は【新規】水産政策の改革についてで、①新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。②改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対し早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うことです。

次に、「Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について」ですが、これまでの要望と同様に、1番目は違法操業の取締り強化等、2番目は「密漁もの」の流通防止です。

次に、「Ⅲ 太平洋のクロマグロの資源管理について」ですが、1番目はクロマグロ資源の適正利用について、2番目は定置網等における管理手法の確立および支援措置で、①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等、②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設、③漁業収入安定対策

の要件緩和措置の継続等、④漁獲状況を把握するシステム構築が盛り込まれております。3番目は遊漁者等の操業自粛措置です。

次に、「Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について」ですが、1番目は沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整、2番目はマサバ太平洋系群の適正利用、3番目はカツオ資源の適正利用、4番目は公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用、5番目は沖合（指定）漁業の操業秩序の確立、6番目は沿海地区における発電事業への対応についてです。

7番目は【追加修正】で改正漁業法における新たな資源管理措置等について、下線部が追加修正された部分です。

①新たな資源管理の検討に当たっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。また、前年漁期において取り残したTAC数量を次年に繰り越しできるように弾力的な運用を要望する。

②IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。

③漁獲可能量の配分は、選択的に漁獲ができない定置漁業など沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。④遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めることです。

次に、「Ⅴ 外国漁船問題等について」ですが、1番目は排他的経済水域の境界の画定、2番目は漁業協定等の見直し・暫定水域の操業秩序確立と資源管理、3番目は【追加修正】で外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保で、下線部が追加修正された部分です。

①サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

②中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じることです。

4番目は被害の救済です。

最後に「Ⅵ 海洋性レジャーとの調整等について」ですが、1番目は遊漁ナマや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施、2番目はプレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止、3番目はミニボートによる危険行為の防止で

す。

以上6項目が承認されまして、7～8月に関係省庁に要望することを決議しました。

次に、第4号議案の次期総会の開催地につきましては、宮城県となりました。

また、令和2年度に開催を予定して延期された70周年記念大会につきましては、中止し、再延期はしないこととなりました。

次に、第5号議案の役員選出については、第17期前期（R3～4）会長に静岡海区、後期（R5～6）会長に福島海区が選出されました。

なお、日本海ブロックのうち北陸4県からの役員については、持ち回りにより新潟海区と石川海区から富山海区と福井海区が選出されまして、福井海区は日本海ブロック選出の副会長となりました。

最後に全国海区漁業調整委員会連合会の委員表彰として、10年以上委員を就任された委員につきましては、本海区から坂下優委員と中谷英明元会長の2名、他海区で15名の方が受賞いたしました。

以上で、通常総会の結果について報告を終わります。

稲村会長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

五十嵐委員

第3号議案の協議事項のIの4の新規のところですが、この中で「改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから」という部分があるので、具体的にどのようなことが起こっているのか教えていただきたいと思います。

また、石川県では、そういうことはあるのでしょうか、この2点について教えていただきと思います。

大内局次長

本県におきましては、特に、漁業者や漁協等の事務上の混乱はないと思いますが、他県においては、現在、行っております許可の内容を公示して更新を図るといったことで混乱が生じているのかと思います。

詳細につきましては、必要であれば調べまして次回の委員会で報告をしたいと思います。

稲村会長

よろしいでしょうか。

五十嵐委員

はい。

島田主任技師

会長、追加説明をしたいのですが、よろしいでしょうか。

稲村会長

はい。追加説明をお願いします。

島田主任技師

これは、この説明だけをみればわかりにくいのですが、漁業法が改正されて、適切な資源管理を進めていくうえで、漁業者が獲っている漁獲量を正確に把握するということが求められています。。

これをするために、漁獲量の報告を全ての漁業種類において、しっかりと義務付けられたのですけれども、本県のことではないのですけれども、太平洋側や瀬戸内海の県においては、市場に行くと未だに電算処理ではなく、紙で記録を取って把握しているところが結構多いのです。そういった方法では、漁獲量の把握が紙ベースとなるので、それをどのようにすべての漁業種類で入手するかということで、混乱が生じているということかと思えます。

石川県においては、ほとんどの漁業者が市場を通して出荷していること、市場データは漁獲統計システムで集約されており、漁獲量の数字の把握というのがほぼ出来ているので、そういった混乱はあまり無いということです。

全国的にみると、漁獲量の報告を紙ベースの提出とすると、漁業者が紙ベースで書いたりしないといけないということで、いろいろと負担になっているということだと思えます。

五十嵐委員

わかりました。

稲村会長

他にございませんか。

福嶋局長

一応、全国海区漁業調整委員会連合会の方に、それ以外にも困っていることはないのかを確認いたしまして、ご報告するような内容がございましたら、次回の委員会で改めてご報告をさせていただきます。

稲村会長

はい。では次に、議題3の「スルメイカの資源状況と漁模様」について水産総合センターより説明をお願いします。

武澤主任技師

水産総合センターの武澤です。

それでは、スルメイカの資源状況と今年の漁模様について説明させていただきます。10ページの資料4をご覧ください。

まずスルメイカの産卵・回遊についてです。スルメイカは日本周辺に広く分布しているという特徴があります。中でも、日本海においては、春から夏にかけて日本海を成長しながら北上し、秋に産卵のため南下するという特徴を持つ秋季発生群が主に漁獲されます。

図1に示していますとおり、秋季発生群の産卵場は、山陰～東シナ海北部で、主な漁場は山陰から北海道沿岸、大和堆、韓国東岸になります。

なお、スルメイカは単年生で、1年で成長・成熟し、産卵後に死亡するという特徴があります。

11ページをご覧ください。これは調査船による漁場一斉調査

結果についてです。

スルメイカの資源水準を評価するため、毎年6月から7月に、日本海側の各調査機関の調査船によるイカ釣り漁場一斉調査が行われています。これにより得られたCPU Eと呼ばれております釣機1台1時間当たりの平均漁獲尾数が資源量の指標になります。

その推移を示しましたのが図2になります。図2のとおり1990年代以降のCPU Eは高水準を維持していましたが、近年は低下傾向にあります。

12ページをご覧ください。これは今期の小型イカ釣りによる水揚状況についてです。

図3の水揚量と入港隻数の関係のとおり、今年5月1日から6月30日の県内水揚量は851トンで、好漁であった2006年以降、最も少ない水揚げとなっています。

13ページをごらんください。これは図4の水揚金額と1隻1日当たりの水揚金額についてですが、今年同期の県内水揚金額は5億7,021万円でありまして、2011年、2018年に次いで3番目に少ない水揚金額となっています。

また、今年の漁船1隻1日当たりの水揚金額は19.0万円で、過去5年平均を下回っているものの、2011年や2012年を上回っています。

真ん中の図5は銘柄別の箱数割合についてですが、今年は30尾入りと40尾入り以上が大部分を占め、前年および過去5年平均に比べて魚体はやや小さめでした。

一番下の図6の銘柄単価についてですが、本県の生スルメイカについては、今年度、水揚量が減少した影響もあり、全ての銘柄で単価が上昇しています。

14ページをご覧ください。これは本県における近年の水揚の特徴についてです。

図7の沿岸いか釣りの水揚量の推移の通り、近年は、スルメイカの北上が遅れ、本県沿岸付近にスルメイカが留まることで、7月、8月の水揚量が大きく増加しています。

また、図8のとおり、一昨年以降、底曳き網でも水揚量が急増しています。これらのことから、スルメイカの分布や回遊ルートが近年変わってきている可能性があると考えています。

15ページをご覧ください。これは漁場の現況についてです。

図9の去年と今年の夜間可視光画像を比較しますと、今年は門前・珠洲沖での操業が少なく、金沢・西海沖での操業が多いことがわかるかと思えます。

また、6月29日の時点では、本県沿岸が日本海沿岸での主な漁場となっており、新潟・山形・青森・北海道などでは漁場があまり形成されていません。

16ページをご覧ください。最後に、他県の水揚げ状況についてですが、表1の水揚げ状況のとおり、今年6月までの水揚げの主体は石川県でありまして、新潟県・山形県・青森県・北海道ではまだ水揚げは本格化していません。この水揚げ状況からも、今年はスルメイカの北上が遅れていると考えられます。

以上で水産総合センターの資料説明を終わります。

稲村会長

ただいま水産総合センターより説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

坂下委員

舩倉島沖で、6月頃に底びき網で非常に大量のイカが獲れています。水深200m位のところで、体長10cm位のイカが、水揚げの銘柄でいえばバラということになんですが、それが200～300箱と毎日揚っております。

これは、秋生まれ、冬生まれ、夏生まれのどの群れなのか、教えていただきたいと思えます。

武澤主任技師

過去に、沿岸のいか釣りで獲れたイカと舩倉島沖で獲れたイカの成熟度を調べたことがありますが、それをみると、成熟度に差がなくて、成熟度に差がなければ群としての違いはないのかなと、そのように考えております。

坂下委員

私が思うには、能登沖で産卵している一群があって、それが生まれて回遊しているのではないかと思うのですが、あなたの意見だと、何生まれになるのか。

底びき網に入るイカは、何生まれになるのか教えていただきたいと思えます。

武澤主任技師

他県の方でもいろいろと調べているのですが、群の違いといったことではなくて、先程も申し上げましたように、成熟度を比較して、成熟度には差がなかったということです。

群の違いまでは、正確には言えないです。

坂下委員

これは、ここ2～3年前からだということで、イカの生息水深帯も変化しているのではないかなと思えます。

イカは、昼はだいたい100m前後にいるのだけれど、底びき網の漁獲される水深は200m前後とかなり深いわけで、こういう変化については、きちんとした理由を説明して欲しいと思えます。

釣りの成果は、もちろん必要だろうけれど、こういうことが現実にあるのだから、きちんと説明をして欲しいと思えます。

武澤主任技師

はい。

稲村会長

その他に何かありますか。

太田委員	<p>今年の沿岸のスルメイカでも、禄剛崎から外の方は関係ないのですが、富山湾の内浦の方で、5トン、10トン、19トンの大きさが異なった船が同時に操業した場合に、5トンの船のイカが全て19トンの船の集魚灯に引っ張られ、漁獲されてしまいます。</p> <p>毎年、このようなトラブルが絶えないのですが、外浦ではしっかり2マイル間隔を取って操業しており、トラブルはありません。</p> <p>そのため、6月にこのようなトラブルが起こった時に、漁協支所から抗議をしてもらい、5トンの船と19トンの船は2マイル離れて欲しいことをお願いしていますが、何も回答も無く5トンの船は泣き寝入りをしている状態です。</p> <p>操業違反ではなく、お互いのマナーということで難しい内容で、今すぐにといいことではないのですが、5トン、10トン、19トンと灯りの強さも違うわけですので何か考えてほしいと思うのですが。</p> <p>最低、5トンの船からは2マイルは離れてもらえないかと思うのですが。</p>
新谷委員	<p>船は、小型いか釣り協会の会員になっているのですか。</p>
太田委員	<p>会員は県外に行く10トン以下の船はなれないので、漁協支所を通して話はしているのですが。</p>
新谷委員	<p>私も、小型いか釣り協会の総会に何回か出ていますが、今ほど話された案件というのは1回も議題にあがったことはなかったのですが。</p>
太田委員	<p>昨年も、小型いか釣り協会には対しては言っているのですけど。</p>
福嶋局長	<p>以前に総会では、話の申し入れがあったという報告はありました。</p> <p>議題にどうするという事はなかったのですが、そういうお願いが来ているという報告はあったと記憶しています。</p>
新谷委員	<p>正月明けの操業期間の問題なら、聞いた覚えがありますが。</p>
太田委員	<p>毎年、うやむやで終わっているものだから。トラブルが絶えないのです。</p>
福嶋局長	<p>近寄って来られると困るといって報告があったようですが。</p>
太田委員	<p>禄剛沖でパラシュートアンカーを掛けている時には、2マイルを空けてやっているので、特に、問題はないのですけれども、ただし、蛸島沖とか赤崎、宇出津沖の内浦海域でトラブルが起きる</p>

のです。

今すぐに結論が出るとは思いませんが。

新 谷 委 員 員 沖合での間隔が2マイルというのは妥当だと思うのですが、
も。

太 田 委 員 員 0.5マイルの間隔で操業しているので、ひどい時には0.3
マイルですから、小さい船なら、お手上げ状態です。
2マイル離れていれば、問題はないのですが。

新 谷 委 員 員 地元には、優秀な魁漁丸といった19トンの船もいることなの
で、その船とも話しあって、お互いに何とか商売になるように話
し合えばいいのではないかと思うのですが。

太 田 委 員 員 それで、小型いか釣り協会には、毎年、話はしているのですが。

小 川 委 員 員 それは、小さい船と大きい船とが話をして、小さい船の言い分
を了解していないのですか。

太 田 委 員 員 ほとんど、うやむやで正式な話というのは、出てこなかったの
ではないかなと思います。

毎回、5トン船の中で、ああだこうだとやっているだけで、小
型いか釣り協会の方に、何回かは文書を提出しているし、漁協支
所からも話はしていただいているのですけれども。

その総会の場で、話が出ているかは分かりません。

新 谷 委 員 員 私が参加した限りでは、1回も議論はないですね。

小 川 委 員 員 一緒に話はできないのですか。

太 田 委 員 員 5トン船は、小型いか釣り協会に入っていない船がほとんどな
ので。

小 川 委 員 員 小型いか釣り協会に入っていないなくても、話合いの場を作っても
らってはどうか。

太 田 委 員 員 1回、作ってもらえれば、助かるのですが。

小 川 委 員 員 私達のところも、小さい船も大きい船も混じって話をして、お
互いの言い分を言って、一つの方向でまとめていくと、そういう
ことで、やっているのですが。

稲 村 会 長 よろしいでしょうか。

どこかでまとめ役をやっていただける方がいるのか、例えば、
水産課がやるのか、漁協がやるのか、何らかの形で方針を立てて
話合いをしていかないと、なかなか難しいと思うのですが。

武田次長兼水産課長 今程、太田委員から、そういうトラブルが起きているという話でしたので、まず、水産課の方で状況を調べさせていただいた上できちっと把握して、次にどうするのかということ、例えば、報告という形になるか、ご相談という形になるか分かりませんが、先ずは、水産課の方で調べさせていただきたいと思いますが。

稲村会長 それで、皆さんよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長 太田委員、そういうことで、お願いします。

太田委員 はい。

稲村会長 それでは、次に進みます。議題4「6月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

沢田課長補佐 水産課の沢田です。それでは、6月の認可実績の取り扱い状況について説明します。
資料は、17ページの資料5になります。

[資料-5に基づき説明]

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂下委員 中型まき網の書き換えは、輪島の船か西海の船かどちらか。

沢田課長補佐 西海です。

小川委員 書き換えのその他というのは、どのような内容ですか。

沢田課長補佐 住所が変わる等、軽微な内容になります。

島田主任技師 今回は、火船が変わったことによる書き換えだったと思います。火船3隻の内、1隻が変更されたということだったと思います。

小川委員 それだけのことですか。わかりました。

稲村会長 よろしいでしょうか。
それでは、その他で何かございますか。

島田主任技師 実は、資料はないのですが、昨日、水産庁の方で行われた水産政策審議会資源管理分科会が開かれまして、イワシの話がありました。以前、海区の委員会でも報告させていただきましたけれども、進展がございましたので、この場を借りて報告をしたいと思っております。

前の海区の際に、マイワシについて、国の留保枠から配分するルールというのが、元々ございますけれども、なかなか国の配分ルールというのが、上手く機能しない問題がありました。

それは、マイワシがドーンと獲れた時に、速やかにTACの配分量が補てんされればいいのですけれども、なかなか填まらない場合があって、そうすると、本当に獲れるところは、一時的に漁獲を止めなければいけないということになることがありました。

それに対して、国からの新たな配分ルールを制定するために、本県から留保枠を一時的に大中型まき網に渡す等を検討していく中で、新しいルールとして、関係者間の合意による数量変更も認めるということになりまして、それが、昨日の会議の方で決まりました。

関係者合意が何かというと、今現在、マイワシの対馬暖流系群を数量管理している富山県、石川県、島根県、大臣管理で大中型まき網の4者で、あらかじめ合意が得られていれば、国の留保枠から、ある程度、適宜配分するというものになります。

この方法のメリットは、既存の国の留保枠から県にくる条件で配分がうまく補てんされれば良いのですけれども、填まらない場合は、1回、1回、国の方で会議を開いて「石川県が今こういう状況なので、何トン下さい」というものを水政審で諮らないと配分がこなかったんですけれども、今回、関係者合意ルールというものを新しく設けたので、石川県の獲れ方云々というのとは別に、ある程度の時期がくれば、4者で合意が図れば、国の会議を開かなくても、留保枠から配分されるので、石川県とすれば、マイワシが中型まき網で、多い時で、1日240トン揚がっていますけれども、いよいよ、まずいなという時にも国の留保枠から柔軟に枠を持ってくることができるということになります。

漁獲の状況ですけれども、中型まき網で、直近2,752トン位揚がっています。消化率にすると64%位、定置で10,100トンで合計13,852トンということで、消化率84%で、残りわずか2,500トン位あるのですが、今、関係者合意ルールが新しくできましたので、7月ないし8月上旬には1,000トン位、県に配分することとなります。

そうすると、残り3,500トン位になりますので、割と余裕がある数字になるのではないかと思います。

この方法によりマイワシ対馬暖流系群で柔軟な対応をしたということで、今後、新しく出てくるTAC魚種についての、ある意味モデル的な配分方法が構築できたのではないかと思います。国の方でも、是非、現場が使いやすいようなルールを、これからもどんどんやっていきたいということをおっしゃったので、県としても、なるべく皆さんの意見を聞きながら、国のルールというものを柔軟に使いやすいように、資源管理がしやすいように変えていくように努めたいと思います。

今後とも、現場の話をよく聞いてまいりますので、よろしくお願い致しますという報告でした。

小川委員

よくやってくれました。ありがとうございます。

稲村会長

ただ今の説明に、何かございますか。

[意見等無し]

稲村会長

無ければ、事務局よりお願いします。

大内局次長

次回は、8月17日（火）、13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲村会長

次回は8月17日ということで、お願いします。

以上をもちまして、委員会を終了します。

ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員